

- ② 排水監視及び未規制汚濁源に係る排水等の測定
- ③ 農薬等未規制物質に係る測定及び研究
- ④ 産業廃棄物処分場浸出水等の水質測定及び土壌・底質の分析
- ⑤ 温泉に関する調査及び分析
- ⑥ 水環境保全に係る調査研究
- ⑦ 水質の生物学的調査研究
- ⑧ 水環境情報の収集及び解析
- ⑨ 試験検査技術の研修・指導及び精度管理

第2項 環境保全に関する試験検査の実施状況

平成20年度における環境保全に関する試験研究は、資料編9 衛生環境研究センター関係資料表 衛生1のとおりであり、調査分析件数は、資料編9 衛生環境研究センター関係資料表 衛生2, 3のとおりである。

第5節 規制法的手法の活用

第1項 大分県生活環境の保全等に関する条例の施行状況

平成12年12月に施行した大分県生活環境の保全等に関する条例は、工場・事業場のうち、石油製品の製造等30種類の作業(特定作業)を行う工場等を「特定工場等」と定義し、特定工場等の新設や工場内の施設の増設等について届出の義務を課すとともに、排出されるばい煙や排水水等についての規制基準を設けている。

本条例では、特定工場等から排出される排煙、排水水等について、総量規制方法が導入されてお

り、一部の項目では法律より厳しい基準となっている。

平成20年度末までの特定工場等の届出の状況は表5-1のとおりである。

第2項 公害防止協定締結の現況

公害防止協定は、公害関連法令による措置を補完し、地域の実情に応じたきめ細かい公害防止対策を行うためのものであり、県では、資料編表 大気3のとおり、現在9企業・企業グループとの間で協定を締結し運用している。

表5-1 特定工場等の種類別内訳

別表番号	特定作業の種類	特定工場数
1	石油製品の製造の作業	1
2	石油化学基礎製品の製造の作業	4
3	合成樹脂の製造の製造	3
4	合成ゴムの製造の作業	1
5	合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業	
6	医薬品の製造の作業	
7	農薬の製造の作業	
8	1から7に掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業	2
9	化学肥料の製造の作業	
10	無機顔料の製造の作業	
11	か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業	
12	10及び11に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業	1
13	コークスの製造の作業	
14	鉄鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業	1
15	非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業	2
16	建設作業、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業	
17	電気機械器具の製造の作業	
18	船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業	
19	精密機械器具の製造の作業	
20	骨材の製造又は加工の作業	17
21	セメント又は石灰の製造の作業	4
22	生コンクリートの製造の作業	96

23	その他の土石製品の製造の作業	1
24	パルプ、紙又は紙加工品の製造の作業	1
25	発電の作業	5
26	ガスの製造の作業	
27	汚水又は廃液の処理の作業	
28	燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業	5
29	物の表面処理又はめっきの作業	35
30	炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業	
合 計		179

備考：複数の特定作業を行っている特定工場については主たる業種を計数

第3項 土地利用対策

国土利用計画法は、国土利用計画及び土地利用基本計画の策定、土地取引の規制、遊休土地に関する措置等を規定し、土地の投機的な取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するとともに、乱開発の未然防止と土地の有効利用の促進を通して、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としたものである。

1 国土利用計画

国土利用計画（県計画）は、国土利用計画法に基づく国土利用計画（全国計画）を基本とし、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的な国土の利用を確保するための長期の目標を定めるものであり、県土の利用に関する行政上の指針となるものである。全国計画の改定等に伴い、平成20年12月に第四次県計画を策定した。

また、全国計画、県計画と併せて国土利用計画体系を構成する市町村計画については、昭和59年度までに全市町村で第一次計画の策定を

完了した。以降、第二次計画を29市町村（合併前の市町村数）で、第三次計画を6市町（合併前の市町村数）で策定しているが、今後、未改定の市町村に対して改定の指導を行っていくこととしている。

2 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）を基本として定めるものである。この基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく土地利用に関する諸計画の上位計画として、行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

土地利用基本計画には、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域区分の表示と、土地利用の調整等に関する事項が定められており、五地域の指定状況については、表5-3のとおりである。

表5-3 五地域の指定状況

(単位：ha, %)

区分		年		14.3.31	15.3.31	16.3.31	17.3.31	18.3.31	19.3.31	20.3.31	21.3.31
		現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在	現在	
五 地 域	都 市 地 域	(16.4) 103,763	(16.4) 103,797	(16.4) 103,802	(16.4) 103,812	(16.4) 103,814	(16.4) 103,814	(16.4) 103,814	(16.4) 103,814	(16.4) 103,814	(16.4) 103,814
	農 業 地 域	(64.8) 410,888	(64.9) 411,214	(64.9) 411,414	(64.9) 411,414	(64.9) 411,414	(64.9) 411,414	(64.9) 411,414	(64.9) 411,414	(64.9) 411,414	(64.9) 411,414
	森 林 地 域	(71.3) 452,150	(71.3) 451,941	(71.3) 451,918	(71.3) 451,922	(71.3) 451,916	(71.3) 451,916	(71.3) 451,916	(71.3) 451,916	(71.3) 451,916	(71.3) 451,914
	自 然 公 園 地 域	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676	(27.6) 174,676
	自 然 保 全 地 域	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15	(0.0) 15

五 地 域 計	(180.1) 1,141,492	(180.1) 1,141,643	(180.1) 1,141,825	(180.1) 1,141,839	(180.1) 1,141,835	(180.1) 1,141,835	(180.1) 1,141,835	(180.1) 1,141,833
白 地 地 域	(1.2) 7,339	(1.1) 7,111	(1.1) 7,077	(1.1) 7,078	(1.1) 7,078	(1.1) 7,078	(1.1) 7,078	(1.1) 7,078
合 計	(181.3) 1,148,831	(181.2) 1,148,754	(181.3) 1,148,902	(181.3) 1,148,917	(181.2) 1,148,913	(181.2) 1,148,913	(181.2) 1,148,913	(181.2) 1,148,911
県 土 面 積	(100.0) 633,797	(100.0) 633,819	(100.0) 633,841	(100.0) 633,882	(100.0) 633,915	(100.0) 633,933	(100.0) 633,934	(100.0) 633,934

備考 1 () は、県土面積に対する割合。
 2 各地域に重複している地域があるため、五地域と白地地域の単純合計は、県土面積を超えている。
 3 県土面積は、毎年10月1日現在で国土地理院が把握していた面積。

3 土地取引の規制

国土利用計画法においては、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正かつ合理的な土地利用を確保するため、土地取引について事後届出制及び監視区域・監視区域制度等の措置が定められている。

本県でも届出について、利用目的の審査を行い、当該土地を含む周辺地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言・勧告をすることとしている。

また、大規模な開発行為を行う土地については、平成11年3月に定めた「大規模土地利用事前指導要綱」により、土地利用に当たっての問題点等について指導しており、更に、ゴルフ場の開発については、平成2年11月に定めた「ゴルフ場の開発事業に関する事前指導要綱」により、自然環境の保全等に配慮した適正な開発が行われるよう指導している。

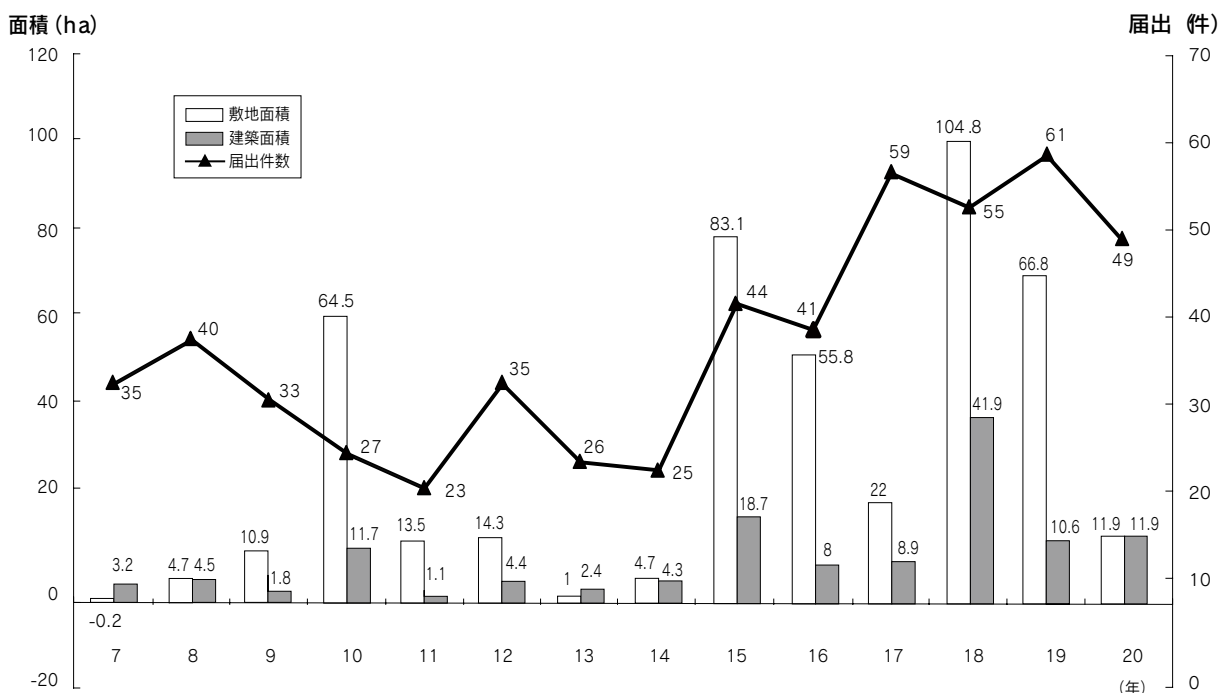
第4項 工場立地対策

本県では、「人と自然との共生」「都市と農村との共生」を基本理念に、従来から地域の実情に応じた工場誘致を行っている。工場立地に当たっては、都市計画区域や農業振興地域など地域の土地利用計画との調整を行い、周辺環境との調和を図っている。

一方、工場立地を行う者に対しては、工場立地法の規定に基づき、工場の生産施設や緑地等環境施設の面積の割合が定められており、特に、敷地面積9,000㎡又は建築面積3,000㎡を超える「特定工場」の新設・増設には、県知事への事前の届出が義務づけられている。県は、この届出受理等の事務を平成20年度から市町村に権限移譲しており、市町村による届出の審査を通じ工場立地法に基づく「工場立地に関する準則」に適合するよう指導を行い、工場の新設・増設が適正に行われるよう努めている。

工場立地法に基づく特定工場の届出件数、敷地面積の推移は、図5-4のとおりである。

図5-4 工場立地法に基づく特定工場の届出件数等の推移



第5項 環境犯罪の取締り

1 環境犯罪の傾向

県内の環境犯罪は、増加の傾向を示しており違法行為の内容は、**不法投棄、違法焼却**の事犯がほとんどを占めている。

また、**産業廃棄物**のほか、家庭排出ごみ等の一般廃棄物にかかる事犯も多く、県民のモラルや規範意識の低下が危惧される。

2 基本方針及び取締り状況

警察では、環境を破壊する犯罪のうち、特に廃棄物の不法投棄事犯を重点取締り対象とし、中でも、自然環境に重大な影響を及ぼす事犯、組織的・広域的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等を中心に取締りを強化している。

近年の検挙状況は、表5-5のとおり、検挙件数、検挙人員とも増加しており平成20年中は27件32名の検挙となっている。

表5-5 環境事犯法令別検挙状況

法令別	H16年		H17年		H18年		H19年		H20年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
廃棄物処理法	6	8	11	23	26	41	32	48	27	32
水質汚濁防止法										
水質資源保護法										
瀬戸内法										
自然公園法										
森林法	4	7			1	2	3	3	2	2
河川法										
軽犯罪法(騒音)										

第6節 公害防止計画の推進

公害防止計画は、**環境基本法**第17条の規定に基づき、現に公害が著しいか又は著しくなるおそれのある地域について環境大臣の指示と同意を受けて知事が策定する公害防止のための総合的な計画で、平成21年4月1日現在、全国30地域において計画が策定されている。

本県では、大分地区新産業都市の中核として工業化が進められた大分市及び大分市佐賀関(旧佐賀関町)が、昭和46年に大分地域として指定を受け、昭和47年度を初年度とする5か年計画を策定した。その後、昭和62年10月には、大分市のみを対象とした計画延長の指示を受け、主要幹線道路沿道の騒音対策、都市内中小河川の水質汚濁対策等の都市・生活型公害対策等を主要課題とする第4次計画(昭和63年3月承認)を策定した。現在は、第8次計画(平成20年3月同意)に基づき、各種の事業を推進している。

第1項 計画の策定状況

大分地域公害防止計画の策定状況は、表6-1のとおりである。

表6-1 大分地域公害防止計画の策定状況

計画次	計画期間	地域の範囲
1次	昭和47～51年度	大分市、佐賀関町
2次	昭和52～56年度	大分市、佐賀関町
3次	昭和57～61年度	大分市、佐賀関町
4次	昭和62～平成3年度	大分市
5次	平成4～8年度	大分市
6次	平成9～13年度	大分市
7次	平成14～18年度	大分市
8次	平成19～22年度	大分市

第2項 計画の概要

1 計画の目標

8次計画の目標は、大気汚染、水質汚濁、騒音の各項目ごとに、環境基本法第16条に基づき定めた**環境基準**等としている。

2 計画の主要課題及びその対策

(1) 工業地域における大気汚染対策

当地域内において環境基準を達成できて